

事務連絡  
令和2年3月4日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに  
関する疑義解釈資料の訂正について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任については、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」（平成30年6月12日保発0612第2号）により取り扱われており、その取扱い等に係る疑義解釈資料を「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」（平成30年12月27日事務連絡）により送付したところですが、当疑義解釈資料について、別添のとおり訂正しますので連絡いたします。

〈別添〉

## 受領委任の取扱規程関係

(問105) 療養費支給申請書の「2本外、~~4三外4六外~~、6家外、~~8高外9・8高外一~~、~~0高外8・0高外7~~」欄は、どのように記入するか。

(答) 患者が、本人の場合は「2本外」、未就学者の場合は「~~4三外4六外~~」、家族の場合は「6家外」、高齢受給者・後期高齢者医療一般、低所得者の場合は「~~8高外9・8高外一~~」、高齢受給者・後期高齢者医療7割給付の場合は「~~0高外8・0高外7~~」を○で囲む(又は「1社国、2公費、3後高、4退職」欄の左下の枠に該当する数字を記入する。)。なお、~~「4三外」は「4六外」、「8高外9」は「8高外一」、「0高外8」は「0高外7」にそれぞれ変更して差し支えない。~~(取扱規程第4章の24(1)、様式第6号、様式第6号の2)

(問122) 療養費支給申請書の「施術証明欄」の登録記号番号について、「登録記号番号(又は申し出た施術者登録番号)」とされているので、申し出た施術者登録番号のみの記入でもよいか。

(答) 登録記号番号は、施術管理者共通の番号であることから、施術所(施術管理者)は、原則、登録記号番号を記入する。その場合、施術者登録番号を併せて記入しても差し支えない。(取扱規程第4章の24(1)、様式第6号、様式第6号の2)

以 上